**平成２７年（フ）第２０９２号**
神奈川県藤沢市遠藤701番地の５
破産者　高野　昌樹
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６７４号**
横浜市鶴見区岸谷１丁目28番29号
破産者　伊東　朋子
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７９４号**
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番５―105号
破産者　向山　充基
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７９５号**
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番５―105号
破産者　向山　美枝
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８２６号**
横浜市保土ケ谷区岡沢町258番地　坂本ビル203号
破産者　豊嶋　哲男
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８２７号**
横浜市保土ケ谷区岡沢町258番地　坂本ビル203号
破産者　豊嶋早智子
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８６８号**
横浜市南区永田みなみ台１番１―220号
破産者　細田　　治
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９３４号**
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目13番地５　アークウイル102
破産者　三浦　　忠
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９６４号**
横浜市戸塚区汲沢８丁目30番15号
破産者　中山　正子
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４１号**
新潟県長岡市喜多町205番地５
破産者　窪田　　大
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２８年（フ）第９１号**
金沢市浅野本町２丁目14番12号　サンビレッジ金沢Ｅ212号
破産者　絹川　正人
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０３号**
石川県羽咋市上白瀬町ヌ21番地１
破産者　ナチュラルスパイスマザーこと　藤井喜代美
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第６４号**
滋賀県彦根市芹橋２丁目７番19号
破産者　長谷川　満
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２８年（フ）第８９号**
大阪府八尾市太田６丁目15番地の３　エトワール201号
破産者　植田　安紀
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２８年（フ）第１５号**
兵庫県洲本市五色町広石中1145番地
破産者　坂本　直樹
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２８年（フ）第７７号**
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉242番地５
破産者　梶野　　博
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第８０５号**
福岡市博多区住吉２丁目16番16号
破産者　荒川由紀子
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 免責許可決定

**平成２８年（フ）第８３０号**
福岡市中央区六本松２丁目10番17―205号
破産者　竹島　克哉
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８４１号**
福岡市中央区桜坂１丁目３番15号
破産者　山根　君子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８８９号**
福岡県糸島市前原北４丁目15番１―201号
破産者　永見　京子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９０２号**
（住民票上の住所）福岡市東区松島２丁目１番16号
破産者　星野チミ子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部